

## 文教福祉委員会会議録

- 1 日 時 令和8年2月10日(火曜日)  
開会 午前10時45分  
閉会 午前11時28分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名  
(出席) 委員長 山名正晃 副委員長 小野耕作  
委員 柴田敏 委員 林恭一郎  
" 山田雅徳 " 萱野哲也  
委員 村木理英  
(欠席) なし  
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名  
議会事務局次長 日笠哲宏 同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名  
総合政策部長 入野史也 政策調整課長 林啓二  
総務部長 内田和弘 財政課長 岡真里  
保健福祉部長 横田優子 保健福祉部参与 白神洋  
健康増進課長 荒木久典 健康増進課主幹 冷水圭介  
福祉課長 小野玲子 長寿介護課長 岡本紀子  
教育長 久山延司 教育部長 江口真弓  
学校教育課長 村山俊 こども夢づくり課長 大西隆之
- 6 付議事件及びその結果  
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要  
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項  
別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和8年2月10日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

文教福祉委員会  
委員長 山名 正晃

本委員会に付託された案件について審査の結果，次のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第1号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第10号）のうち，本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである

開会 午前10時45分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第1号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 議案第1号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている事業者を支援するため必要となりました予算を計上するものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分を歳出から御説明申し上げますので、予算書の10、11ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費のうち、本委員会の所管に属するものは、まず事業に係る事務費として、第3節職員手当等のうち、説明欄の一番上の時間外勤務手当の全て、第10節需用費のうち、説明欄の一番上の消耗品費75万円のうち、15万円、第11節役務費、通信運搬費117万1,000円のうち、17万2,000円で郵券料、及び手数料83万5,000円のうち、9万8,000円で振込手数料でございます。また、第18節負担金、補助及び交付金は、各事業者への支援金でございます。本委員会の所管に属するものは、説明欄1行目の医療機関等物価高騰対策支援金から四つ下の放課後児童クラブ施設物価高騰対策支援金までの五つの支援金でございます。

続きまして、第2条、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち、本委員会の所管に属するものは、第2款総務費、第1項総務管理費のうち、一番上の重点支援地方創生臨時交付金事業（医療機関等）から三つ目の（介護施設等）までと、二つ飛ばして、（放課後児童クラブ施設）と次の（保育施設等）の合わせて5事業でございます。いずれも申請の受付期間を翌年度としておりますことから、繰越明許の措置を取るものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事業の概要の内容を限定してから質疑に入っただくようお願いいたします。

では、質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 先ほど全体での質疑でもお伺いしました議案第1号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第10号）で、これ全体的にお尋ねをしたんですけども、先ほど本会議場での質疑において、5月だというふうに答弁がありました。今回、こちらの私たちの委員会で大きく五つの分野の支援がある、医療機関、障がい福祉施設、介護施設、放課後児童クラブ施設、保育関係施設と、五つの事業があるんですけども、これはもう全て、確認ですけども、5月1日からの受付ということになるのでしょうか。まず、その確認をさせてください。

○山名正晃委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員からの御質問にお答えします。

全て5月1日からの申請受付ということを予定しております。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 このたびの物価高騰対策というものは、これは緊急経済対策だと私は理解をしております。これもともとかなり前からこの話があった上で、いろいろ支援メニューというのを選択していただいたと。スタートが5月というのは、これは緊急ではないのかな、どうなんだろうという疑問を持ってしまう。ですので、5月1日からということで支援メニューも組まれるのであれば、それまでの間にしっかり周知をしていただいて、スタートは5月からだけでも、そのスタートがちゃんと切れるように周知をしていただきたいんですが、その周知方法というのはどうということを考えていらっしゃいますか。

○山名正晃委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 山田委員の御質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、広報、それから総社市公式LINE、ホームページ等、各種媒体を使ってしっかり周知を図っていきたいというふうに考えております。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、事業名が全部一緒なんで、まあいいか、なんですけど、今言うと、5月1日受付だと、こども夢づくり課の部局で認可外保育施設というのがありますよね。となれば、今年認可外保育施設が今年度末で終わるということで、そこには支給をされない、そこはもう受け付けないよということになるのでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応5月1日を申請というふうに予定としておりますが、基準日を今4月1日とさせていただいているところでございます。ですので、4月1日現在で運営している保育所、認可外保育施設、そういったところが対象になってくるかと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 現在ということは、だから、じゃあこの3月末でやめるところも一応はもらえるということになるのでしょうか、この認可外保育施設の補助金というのは、いかがでしょう。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

基準日があくまでも令和8年4月1日ということですので、3月31日をもって廃園という形になるところの園につきましては、対象から外す予定とさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 それは言うたら、あおぞら保育園ですわね、やめるというてね。それはあおぞら保育園については、今、山田委員言われたように緊急対策ということで、緊急対策で、今えらいよということなんで、持ち出しもされたり、もともとがえらい保育園であって、そこ、遅くないですかということで、制度としてそうするんであれば仕方がないんでしょうけど、先ほど来、山田委員言われるように経済対策緊急支援という意味で言えば、持ち出しをしてやってる部分もあると、今、物価高騰で電気代、ガス代、それぞれやって、園でいろんなものも高騰してる中で、やってる中で、これは制度としては遅いと思いますけれども、そういうことでよろしいんでしょうか、そういう考え方で。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

あくまでも、確かに緊急性を要するという目的でこの支援金の支給をさせていただく予定なんですけれども、今現在はもちろんですけれども、今後の安定的な保育であったり、経済的な運営を維持していくために支援させていただくという目的もございまして、あくまでも令和8年4月1日を基準という形でさせていただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。もうそれを今どうこう言うたところで、そちらが決めることなんで、議決権はこちらにありますけど、制度をつくるのはそちらでありますから、それで結構というか、分かりました。

あと、もう全部同じなん、款言えというから言うんですけど、第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、事業名も同じです。重点支援地方創生臨時交付金事業、これしかないんですけど、あとは担当部局がどこになるかだけなんで、これそれぞれ保健福祉部の事業で言えば、病院・診療所・歯科診療所、30万円ですよって。保険薬局が20万円とか、それぞれ、今言う部局が違って、こども夢づくり課でも認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、それぞれこれも20万円

で、それぞれ病院や施設、放課後児童クラブも規模が違いますけれども、この金額というのは一律になってるんですけど、それこそ大きなところで言えば、物価高騰の影響を受けているということであれば、それだけ余分に施設の規模によって大きくなると思うんですけど、この一律というのはどういう根拠で一律でこの額を決めているんですかということと、あと、大きな、部分的に言えばそれぞれお聞きしたいのと、あとはなぜこういうふうな額になったのかという、保健福祉部もあれば教育委員会もあって、言ったら教育委員会のほうを強くするとか、配分というのはどういうふうにかえられたんか。病院が1事業所30万円ですけれども、保健福祉部の事業、教育委員会は放課後児童クラブか、20万円、こういうふうな配分の方法というのをどういうふうな根拠に基づいて今回こういうふうな予算を上げてこられたんですかというのをまずはお聞きをいたします。

○山名正晃委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 全体の配分に関わることで、私から御答弁をさせていただきます。

今回の重点支援地方創生臨時交付金、先ほどの本会議のほうでも申し上げましたけれども、生活者支援と、それから事業者支援というのが2本立てになっている中で、かつ食料品の特別加算分ということで、生活者の方に充てる部分というのが明示されているという交付金になっています。その中で、今回のメニューについては、全ての市民の方に行き渡る、それからできるだけ多くの事業者の方に行き渡るということでメニューを検討してくる中で、中小企業者向けにまず法人20万円、それから個人事業主に10万円、その法人も従業員50人以上の方には30万円という枠組みを設定する中で、特に福祉介護、医療施設等、施設につきましては、価格が公定価格等で左右されるという面もあって、なかなか物価高騰に対応できないということの中で、この中小企業者向け支援の特だしというか、特に重点的にということで配分する中で、各施設の事業、もともとの20万円であったりということらを基準に考えさせていただいたということでございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 答弁漏れがあるんですけど。もう一遍言います。

全体は分かりました。だったら、個別のも聞いたんですけども、各児童クラブにおいても人数が違っていたり、病院や施設、それぞれも違いますけれども、そのあたりはどうしてこういうふうな、今言う全体の中での割り振りは分かりましたよ。でも、全体の中での割り振りの中でも一律20万円、30万円という額の出し方、今言うように利用者が多くいるところであれば、物価高騰に伴う費用も余計にかかってきますよね。なんですけれども、この一律というふうな配分の仕方はどういうふうにしたんですかというのも今お尋ねをしてたんですけども、それも各担当課のほうになってくると思うので、それをお答えを願います。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 健康増進課からは、まず医療分野における支援金の考え方について御説明申し上げます。

萱野委員がおっしゃられました規模の大小というお考えも確かにあることは存じ上げますが、一方で総社市内、各地域に病院、診療所、保険薬局、歯科診療所等点在しておるところでございます。それぞれの地域でかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を持たれていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。そうした中、幅広く、できるだけ多くの市民の方の生命、健康を守って安定した医療の提供体制を維持していくために、今回幅広い適用を行うよう考えたところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 少し加えさせていただきます。

障がい福祉施設におきましては、入所施設に30万円としておりますけれども、24時間365日支援をしていただいておりますので、規模よりも利用者の時間を重視して、このように設定させていただいております。

以上です。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 失礼いたします。

長寿介護課の介護施設につきましても、障がい福祉施設と同様の面もありますが、入所系につきましても、24時間対応というところでの費用は負担が大きいというところ、あと通所系ですと、そちらのほう事業所のほうに利用者が出向いてというところで、その部分に費用がかかる。訪問系については、利用者の御自宅に行って介護サービスの提供ということになりますので、それぞれにおいて費用のかかり方が違うというところで差をつけさせていただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 こども夢づくり課のほうとしましては、保育所、保育所の中でも認可保育所、小規模保育所、定員が異なるところがあるかと思えます。ただ、園児数をはじめ、職員数、そういったところも差はございますけれども、施設、個々の事業者の負担軽減、そういった安定化を図る上ではほかの通所施設と足並みをそろえまして、このたび20万円という形にさせていただいているところでございます。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 放課後児童クラブにつきましても、利用者数の数は違うんですが、従業員の法人としての事業者当たりということで、従業員の規模に沿って算出をしたところ、法人の20万円と同額というふうにしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 先ほど来、これをつくったというのは、広く、多くの人に行き渡らせたいというのが趣旨であって、多く、広く、なおかつ、この補助金というのは公平性が問われるべきであっ

て、我々の公金というのはいかに公平性を持って、平等性を持って配分していくかというのが役割であって、それを検査、チェックするのも我々なので、この平等性、公平性、大きいところ、小さいところ、多くの方に広めたいんだというのも分かりながら、そこに平等性や公平性をもってその額の凸凹を少なくするのが政治の役割であるし、行政がやるべきことなんで、分かりました。そういう意図であれば、大きなところとかが不利なのかなというふうな認識はありますが、御説明は分かりました。

それとあと、もう一点が、保健福祉部のほうではこの事業をするに当たって時間外勤務手当が出てるんです。50万円、50万円二つ、医療機関、病院や保険薬局や施術所、そこにも出てます。あとは、障がい福祉施設等物価高騰、だから入所系、通所系と、ここでも50万円出てて、かかるんだろうと、それだけ、それは分かります。なんですけど、教育委員会もあるのに教育委員会は出てないんですよ。それは業務量というのは違ってくるんでしょうか。いやいや、そこをなぜそこが出てないのかというのが疑問なんですけれども、似たようなこの重点支援地方創生臨時交付金を使って各事業所に出すんだということなんですけど、教育委員会出てないんですけど、どういうふうなお考えを持ってこの事業を進めていかれるんでしょうか。

○山名正晃委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 このたび教育委員会のほうは時間外勤務手当をつけておりません理由としましては、担当課でこの事業を交付するに当たりましては、当然通常業務プラスの仕事にはなるんですが、今回予算に関してましては交付金の対象事業となる時間外を計上するというふうに聞いておりましたので、今回担当課が兼務で自分の所属のところでやる事業については交付金の対象にならないということで、あえて時間外勤務手当のほうは要求をしておりません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 教育委員会の考えは分かりました。

保健福祉部は、ほんなら50万円というのはどういう根拠で出されたんですか。

○山名正晃委員長 総合政策部長。

○入野史也総合政策部長 今の点ですけれども、教育委員会の部局のものについては、保育関係、放課後児童クラブということである程度数が見えているということの中で、今回費用は盛り込んで、予算を計上していないというところがあって、それに対して、保健福祉部については、じゃあ医療施設、介護施設等ですので、数の把握というのはある程度できているものの、規模、数が多いというところで計上をさせていただいているというところでもあります。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 いや、ちょっと待ってくださいよ。規模とか、云々かんぬんじゃなくて、今教育部長が言われたのは、人件費に充てるということがこの補助事業から適用されないから充ててなかったという考えだったんじゃないんですか。事業規模だどうたらこうたらじゃなくて、なんだけ

ども、じゃあそういつて保健福祉部はこのことによって、兼務になることによって充てられないんだということなんですけれども、会計年度任用職員を入れるのであれば兼務にならないじゃないですか。これ時間外勤務手当を入れるってなれば、それも保健福祉部も兼務という扱いになりゃあしないんですか。それなのに保健福祉部は50万円の時間外勤務手当、時間外勤務手当というのは、兼務で、日中の業務やって、それでなおかつほかの業務があるからということですよ。そこの教育委員会が言ったことの整合性と保健福祉部が50万円というのを上げてきた整合性を整理して御説明を願えますか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 まだ所管が私ども保健福祉部ではないので何とも言えないところではあるんですけれども、この保健福祉部系の事業プラスほかの事業も入るかもしれませんけれども、別の体制を整えるというような話も出てきておまして、それにも対応できるような予算組みということで計上をさせていただいているところでございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 いやいや、それ充てていいんですか。教育委員会部局は同じような、部局が違って、補助金を出すこの業務、これには兼務で出せないんだって言ってるわけですよ、この補助金充てれないんだということだったんですよ、兼務でいく。ですよ。なのに、保健福祉部はそれでその費用を出してるというのは、予算をこっちに提案してくる上で、それはおかしくないですか。大丈夫なんですか。それ経費充てれるのであれば、教育委員会もしっかりやるべきことはやって、その業務量の中でできるのであればやればいいですけど、ほかで結局総社市がその部分を持ち出しするようなことがあるんであれば、また別で時間外勤務手当を一般会計の総社市のほうから出してもらわにゃいけん話で、そこらをよく整理をしていただいた上で御答弁を願いたいと思います。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 少し説明に言葉が足らなかったかと思えますけれども、その体制といたしますのが、専門の体制を整えるという今構想のほうが上がっておりまして、専属でもってこの業務だけを執り行う部署ということであれば、時間外の対応も対象になるということで、それにも対応できるような予算組みを計上させていただいているところでございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 おっしゃることは分かりました。結局それやったところで、国のほうから、これ、いやいやいや、保健福祉部、充ててもらったら困るよ、これ出せないよってならないというのは確認済みなんですか。大丈夫なんですか。それがいいのであれば、分かりましたということでもありますし、そこの教育委員会との共通の認識を持ってこの業務に当たっていただきたいと思うんですけれども、大丈夫なんですか。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 先ほど保健福祉部長も答弁いたしましたけど、来年度になりますと、新たに組織を立ち上げようと思っています。室になるかどうか分からないんですけど、メニューでいくと、中小企業者向けの物価高騰対策であったりとか、福祉介護とか、あと農業者向けを所掌する室というか、分からないんですけど、今検討中なんで、そういったところを所掌する課、室をつかっていこうと思っています。そこに専属の職員を配置しようと思っています。なので、その専属の職員が時間外勤務をするので交付金の対象になるというふうなことを考えている。先ほど言った保健福祉部の対象施設が多いので、保健福祉部に時間外勤務手当をつけていると、教育施設はそんなないのでつけていませんというような合わせ技の答弁というふうになっているところでございます。すみません。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 そろそろやめますけど、だから来年度にそれをするに当たっての事業での部分を合わせている。でも、債務負担行為組んでるからいいのか。すみません、失礼しました。理解しました。ありがとうございます。結構です、取りあえず。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 一般会計補正予算（第10号）ということで、先ほど来の質疑の中で、新たに室なり何かを立ち上げるといふ答弁があったと思います。これ緊急経済対策と思っているというのは先ほど申し上げたんですけど、これ長期的な何かをしようとする、そういった室をつくろうとされているということなんですか。それとも、今回のこの、言うてみれば一発限りのために特別な室や何かをつくろうというふうに考えていらっしゃるのか、5月の一発のために、をお尋ねいたします。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 総社物価対策応援券を除いたメニューについて対応する部署をつくっていきたいと、そのためだけに。その事業が終われば、またこれも人事のことなんで確定ではないですけど、もしかしたらそれぞれまた人事異動があるかもしれないという。室が解散にはならないと思うんですけど、規模を縮小して人員を減らしていくということもあろうかと思っています。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 これ少し長期的なことを考えていらっしゃるんですか。かなりタイトで終わるような気がするんですけど。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 申請期間が8月31日までを想定しておりますので、その申請が終わって、お金を振り込んだ後というものは事業規模を縮小できると思っておりますので、そのためだけのというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。5月1日から8月の末までの事業ということで考えているということ。では、理解をいたしました。

確認なんですけども、今回我々の委員会では五つの分野の補助金になろうかと思えます。これそれぞれの補助金というのは使途が限られているであるとか、ひもつきではなく、それぞれの事業者、これは自由にそれぞれの状況に応じて、それぞれの裁量でこれの補助金を使うことができる、そういったメニューであるのかどうなのかを確認をいたします。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 何ならそれぞれの分野でお答えいただきたいと思えます。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 山田委員がおっしゃられるように条件をつけたお金ではなくって、その事業所等で自由にお使いいただけるという仕組みを想定しております。

○山名正晃委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 教育委員会所管の交付金につきましても、条件は定めておりませんが、先ほども萱野委員の御質問にもありました4月1日現在に所在して、その後、保育等、経営を継続していく御意思のあるところということは条件にしておりますが、経営状況のほうの条件とか、使途についての条件は設けておりません。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、整理できました。

この職員手当と時間外勤務手当ということは、だから来年4月からの室をつくる上での費用ということでもいいんですよね。だから、今、担当部局が、保健福祉部が仕事していく上での業務での手当じゃないということでもいいんですよね。であれば、今言うように室というのは専門部局をつかって、兼務でつくるんじゃないように聞いてたんですよ。だったら、これ時間外勤務手当じゃなくて、職員手当そのものがその部局へ対しての人件費ということで上げないといけないんじゃないでしょうか。兼務は、だから駄目なんですよね、教育委員会が言うように。兼務では駄目なのに、こっこの4月1日からの新しい室をつかっていって、そこの室というのは専門の部局といったら、専任の職員が来るんですよね。専任の職員が来る費用は費用でまた別で時間外勤務手当だけが上げてきたんですか。そういうことなんですか。これ4月1日からの時間外勤務手当というふうに認識はしました。なのに、時間外の前の、時間外じゃなくて平時の費用というのは出てこないんでしょうか。それは総社市が一般会計から持ち出す。全部結局これ時間外となって、兼務になれば、教育委員会が言ってるように兼務になってくりゃあしないんでしょうか。これ予算の上げ方がいいかなものかなと思ってるんですけど、そこ一回整理していただけません。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 この予算に計上しておりますのは全額繰越しで来年度執行ですけれども、そもそもこの交付金の対象となる経費を計上をさせていただいております。ですので、通常の職員の給与等というものは、本来の人件費の中で支給なりをさせていただくというものでございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 だから、その事業は8時30分から5時15分まで総社市ではほかの事業でやって、それでほんなら5時15分以降からこの業務に当たるということで時間外勤務手当を上げてることになるんだったら、結局兼務になるんじゃないんでしょうか。そこから割り切って考えれるんでしょうか。

○山名正晃委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 先ほど来言っておりますけど、応援券を除いたメニューの事務を専属する室をつくらうと思っております。その中で、人件費については、先ほど来、保健福祉部長も申し上げておりましたけど、交付金の対象外になるので、今回の補正予算には上げていないというところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 すみません、今答弁が違うようなことを言われてるんで、いま一度整理をさせていただいて御答弁を願いたいと思います。

委員長、整理してください。

○山名正晃委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時27分

○山名正晃委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○内田和弘総務部長 来年度4月1日から室になるかどうか分からないんですけど、体制を整えようと思っております。それに対して、人件費につきましては当初予算で職員全員の人件費は上げさせていただいているところでございます。今回補正で上げさせていただいているのは、交付金の対象となるものを上げさせていただいております。なので時間外勤務手当を上げさせていただいているところでございます。時間外勤務手当が教育委員会が上がっていないのは、量的なもので、保健福祉部が多くて、教育部が少ないというところもあるので、そういった配分でさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

開会 午前11時28分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃